告示

○総務省告示第二十七号

市の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、新潟県新潟市と燕市との境界を次のとおり変更する旨、新潟県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十四年三月十四日からその効力を生ずるものとする。

平成二十四年二月二十一日

総務大臣　川端　達夫

新潟市に編入する区域

燕市西槙字宝田二一七の一の一部、二一七の二の一部、二一七の五の一部、二一八の一の一部、二一八の二の一部、二一九から二二一までの各一部、二七一の一の一部、二七一の二の一部、二七二の一、二七二の二、二七三の一、二七三の二、二七四の一から二七四の五まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに二七五、二七四の三から二七四の五までの地先の佐渡山字川下の道路、水路である公有地の一部

燕市に編入する区域

新潟市西蒲区並岡字江頭二七〇四の一部、二七〇五、二七〇七から二七一一まで及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部

○総務省告示第二十八号

市の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、新潟県長岡市と見附市との境界を次のとおり変更する旨、新潟県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十四年三月二十日からその効力を生ずるものとする。

平成二十四年二月二十一日

総務大臣　川端　達夫

長岡市に編入する区域

見附市椿澤町字向野三四四の一、三四四の三、三四五の一、三四五の三、三八〇の一の一部、三八一の一の一部、三八二の一の一部、三八三の一、三八四の一、漆山町字向野一六五七の一の一部、一六五九の一の一部、一六六の一部、一六六から一六七二までの各一部、一六七三の一の一部、一六七四の一部、一六七五の一部、鹿熊町字大場六五の一、六五の五、六六の二、八一の一の一部、八二の一の一部、八三の一部、八九の一の一部、九〇の一、九一の一、字諏訪川原二三七の一、二三七の二、二三八の一、二三八の二、二三九の一、二三九の二、二四〇の一、二四〇の二、二四一の一、二四一の二、二四二の一、二四二の二、二四三の一、二四三の二、二四四の一、二四四の二、二四五の一、二四五の二、二四六の一、二四六の二、二四七の一、二四七の二、二四八の一、二四八の二、二四九の一、二四九の二、傍所町字向三一四四の一、三一四四の二、三一四五の一の一部、三一四五の二の一部、三一五四の一から三一五四の三までの各一部、田井町字向野一〇五一、一〇五四の一の一部、一〇五九の一部、一一一〇の一、一一一一、一一一二の一、一一一二の二、一一一三の一、一一一三の二、一一一四の一部、一一一五、一一一六の一部、一一一七の一部、一一一八の一の一部、一一一八の二の一部、一一二〇の一の一部、一一二〇の二の一部、一一二一の一、一一二一の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

見附市に編入する区域

長岡市百束町字田井分二二七の一、二二七の二、二二七の一三、二二七の一四、二三〇の五、二三〇の九、二三一の五、二三一の九、二三四の一、二三四の四、二三五の一の一部、二三五の五の一部、字本名二三八の一の一部、二三八の二の一部、二四二の一の一部、字前新田三二七の一部、三二八の一の一部、三二八の二の一部、三二九の一の一部、三二九の二の一部、三三一の一部、三三八の一の一部、三三九の一部、三四〇の一部、三四一の一の一部、三四一の二の一部、三四二から三四五までの各一部、字村付四三一の一部、四三二、四三三から四三八までの各一部、四四三の一、四四三の二の一部、四五〇の一の一部、四五〇の二の一部、字〆地二二八三の一の一部、二二八三の二の一部、二二八四の一の一部、二二八四の二の一部、二二八四の三、二二八四の四、二二八五の一の一部、二二八六の二、二二八六の一の一部、二二八七の一の一部、二二八八の一の一部、二二八八の二、二二八九の一の一部、二二九一の一の一部、二二九一の二の一部、二二九一の三、二二九一の四、二二九二の一の一部、二二九二の二の一部、四ツ屋町字五畝割四九の一の一部、六二の一部、六三の一部、七四の一の一部、七五から七九までの各一部、字向野四八六から四八九までの各一部、字新田五〇四の一部、五〇五の一部、五〇六の一、五〇六の二、五〇七、五〇八から五一一までの各一部、五四二の一の一部、五四二の三の一部、五四三の一の一部、五五一の一部、五五二の一の一部、五五三の一の一部、五五四の一の一部、五五五の一の一部、五五六の一の一部、五五六の四の一部、五五七の一の一部、五五八の一の一部、五五八の三、五五九の一の一部、五五九の二、五六〇及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

○政治資金適正化委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十四年二月二十一日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
三一二一	渡邊　和也	二三、一一、二	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

○法務省告示第六十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十四年二月二十一日

法務大臣　小川　敏夫

第二号イの表株式会社ユウワの項を削り、同表に次のように加える。

株式会社丸一工業	静岡県浜松市天竜区渡ケ島千五百十六番地	金属プレス加工

第二号ロの表に次のように加える。

有限会社上武工業所	群馬県太田市粕川町二百番地の一	機械加工
ヒノデメタル株式会社	埼玉県川越市大字下赤坂字大野原六百六番地	鋳造
有限会社住田工務店	埼玉県入間市大字上藤沢五百三十番地十二	型枠施工
藤代製作所	千葉県野田市木間ケ瀬五千七百五十三―三	機械加工
有限会社川和鋳造所	神奈川県綾瀬市上土棚中二丁目十四番三十二号	鋳造
株式会社ユウワ	長野県小諸市西原七百番地一	仕上げ、プラスチック成形
株式会社ハヤシセーラ	大阪府東大阪市中石切町七丁目四番五十二号	機械加工

○総務省告示第二十九号

市町の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、鹿児島県志布志市と曽於郡大崎町との境界を次のとおり変更する旨、鹿児島県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年二月二十一日

総務大臣　川端　達夫

志布志市に編入する区域

曽於郡大崎町大字井俣字和田一八四四の一及びこの区域に隣接する水路である公有地の全部

曽於郡大崎町に編入する区域

志布志市大字有明町原田字春日免四一の二、四三の二、四四の二、字長田七二の一及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部